

## 法律科目試験 「公法系」問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 国政調査権の意義とその限界
- (2) 行政指導の実効性確保手段とその限界

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

Xは同性愛者の権利擁護を目的とする団体Aの構成員である。Y県がB市に設置する「青年の家」（以下「本件施設」という）は「青少年の健全育成」を目的とする教育施設であり、その観点から宿泊利用について「男女同室の禁止」をルールとして運営されている（以下「本件ルール」という）。本件ルールの目的は、本件施設の設置目的との関係で、施設内での性行為は望ましくないことから、それを抑止することにある。Xを含む団体Aに所属する 10 名（男性）は全員が同性愛者であることを告知した上で、本件施設の使用申請をしたところ、同施設の所長Cは、「同性愛者の同室宿泊は本件ルール違反に該当する」ことを理由として使用申請を却下した。なお、本件施設の利用・管理について、以下の事実が認められる。①身体障害者の介護が必要な場合等には例外的に男女同室での宿泊を認めている。②本件施設にはシングルやツインの部屋はなく、5～10名で利用する和室（10室）と24名収容可能な3段ベッドの部屋（2室）のみがある。③夜間に職員が宿泊施設内を巡回する等の管理体制は採られていない。

設問： 本件施設所長Cによる使用申請の却下は違憲であるとXは考えている。Yが行うであろう反論を踏まえて、Xの見解の妥当性を検討しなさい。

III 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

Xは、1945年に被爆し、1955年に南米のA国に移住した。その後1995年に来日して、被爆者援護法の定める被爆者健康手帳をY県の知事Bにより交付され、健康管理手当の支給申請をして認められこれを受給していた。その後Xは、1997年4月に出国してA国に戻ったあと、2000年6月はじめに再来日した際、健康管理手当の支給が停止されていることに気づいた。そこでXは、県の窓口にお問い合わせしたところ、「被爆者が日本国の領域を越えて、居住地を移した場合は、健康管理手当受給権を失う」という1974年の厚生省公衆衛生局長通達（いわゆる402号通達）によって、そのような取扱いをしているとの説明を受けた。もっとも、受給資格を居住地によって限定するこの通達は、同法の趣旨に反するとの確定判決が高等裁判所で出されたのをうけて、2003年3月に廃止された。これを知ったXが1997年4月から2000年5月までの分（未支給分）の支給を2003年4月に請求したところ、Yは、2003年4月の時点で支給日の末日から5年間経過した分については、地方自治法236条の定める時効によってXには受給権が消滅しているとの理由でこれを拒否した。

設問： 支給拒否に関するYの説明に対して、Xの立場から反論しなさい。

